

第6回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月5日(木)午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(18名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳	7番 平井 照也
8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹	10番 高山 和典
11番 國武 覚	13番 仁田原 一太	14番 八田 久男
17番 伊藤 正博	18番 小川 哲朗	19番 松本 敬介
21番 原 義博	23番 堤 正義	24番 月足 靖彦
4. 出席最適化推進委員(11名)

6番 中島 敏彦	10番 平島 修	13番 中嶋 壽敏
17番 仁田原 正一郎	18番 栗原 武治	23番 馬渡 高人
24番 古賀 則夫	30番 森 義則	34番 平 和宣
36番 野中 円三	45番 二田 俊秀	
5. 欠席委員 農業委員(6名)

4番 牛島 孝之	12番 溝田 耕一	15番 田形 隆徳
16番 大津 達喜	20番 井手 洋一	22番 丸林 京市
6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)

7番 角 秀次

7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第	11号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	29号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
議案第	30号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
報告第	12号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
議案第	31号	農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
議案第	32号	農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞
 希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

局 長

議案の訂正をご説明したいと思います。よろしくお願ひします。
 議案の58ページと59ページを開けていただきたいと思ひます。
 申請番号124番・125番・126番の案件につきまして、作物
 を全て早生桐に訂正をお願ひします。それとあと一点ござひます。
 59ページの128番の案件ですが、渡し人がお亡くなりになって
 ありますので、渡し人の名前の後に相続人代表の名前を入れていた
 だきたいと思ひます。それともう一点です、議案資料をお送りし
 ていたのですが、上の方に内容のページ数等書いてありますけれど、
 このページ数が一つずつずれておりましたので、差し替えをお願ひ
 いたします。それと6月議会が開会中ござひまして今日が一般質
 問の3日目という事もありまして、私がこの後退席させていただきます。
 よろしくお願ひします。

議 長

皆様こんにちは。本日は令和7年度第6回農業委員会総会を開催
 いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださ
 います誠ありがとうございます。また私が5月28日から29
 日の二日間に東京都で行われました全国農業委員会会長会議に出席
 してまいりましたので、その事につきまして皆様方にまたご報告
 申し上げたいと思ひます。ただいまより農業委員会総会を開会いた
 します。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員18名、

農地利用最適化推進委員11名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

	<p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番大坪 知美子 委員、3番 服部 正文 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告2件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については17件です。総合計については、7ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地23筆のうち田12筆、畑11筆、合計面積56,817㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p> <p>議長</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>8ページをお願いします。</p>
--	---

農業委員 3 番	<p>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を農業委員3番お願いします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は申請地近くに居住されており、自家消費分として野菜を作付けされる予定です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号2番の説明を最適化推進委員10番お願いします。</p>
推進委員 10番	<p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号3番の説明を農業委員18番お願いします。</p>

<p>農業委員 18番</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を最適化推進委員18番お願いします。</p>
<p>推進委員 18番</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員36番お願いします。</p>
<p>推進委員 36番</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p>
推進委員 30番	<p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を農業委員21番お願いします。</p>
農業委員 21番	<p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 34番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員34番お願いします。</p> <p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 6番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を最適化推進委員6番お願いします。</p> <p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を最適化推進委員23番お願いします。</p>

<p>推進委員 23番</p>	<p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は栗を耕作されます。農業技術は譲り渡し人より習得され、直売所へ出荷される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を最適化推進委員24番お願いします。</p>
<p>推進委員 24番</p>	<p>番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員17番お願いします。</p>
<p>推進委員 17番</p>	<p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p>
<p>推進委員 30番</p>	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付 と、譲り受け人の親より借受による10年間の使用貸借権の申請 です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いします。 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に よる農用地利用集積等促進計画の意見照会について、この議案に つきましては、農業委員18番小川 哲郎委員は八女市農業委員 会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する議案でありま すので、席を下げてくださいようお願いいたします。 それでは事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は167件です。</p> <p>11ページから75ページにつきましては各筆明細となっております。期間は1年から40年までの新規、再設定、受け手の変更、合わせて利用権設定件数167件。総合計については、75ページをご確認ください。権利を設定する土地438筆、合計面積764,050.04㎡です。</p> <p>今回、新規営農の案件がありますのでご説明いたします。</p> <p>66ページをお願いします。</p> <p>番号142番、こちらを5年間の賃貸借権設定の申請です。譲り受け人についてご説明いたします。</p> <p>譲り受け人はこれまで農家の親族の農作業の手伝いをされてありました。本格的にご自身で農業経営に取り組みたいとの思いで、今回農地を借り受け、親族の指導を受けながら、きゅうりを栽培されます。出荷先はJAを予定されています。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
農業委員 14番	<p>質問いいですか。</p>
議長	<p>はい、14番。</p>
農業委員 14番	<p>公益財団法人、機構が入る事によって少しは良くなったんですね。</p>
議長	<p>中間管理機構について、はい事務局。</p>

事務局	<p>これまでの基盤強化法による利用権設定が廃止されまして、中間管理事業という事で、おっしゃるように福岡県の農業振興推進機構が間に入る制度に移行しました。そのメリットといたしましては、これまで相対の契約では、例えば賃料が入らないだとか、そういったトラブルがある場合がありますけれども、これからは中間管理機構が入りますので、そういったトラブルは無くなると思います。それから複数の方に貸してあるといった場合にも、一括して賃料が入る仕組みになっていますので、そういった所が変わります。手続き上は煩雑になっておりますけれども、これが運用出来てくれば、メリットはそういう事で、賃料のトラブル等は無いようになると考えております。</p>
農業委員 14番	<p>そしたら自分が機構を通して人に貸す、そして借りた人が土地を荒かしたら公益財団から注意してもらえるのか、どんなですか。</p>
事務局	<p>注意というかですね、そういった問題が発生した場合は相対で解決してくださいという話にはならないと思いますが、改めて契約を解約したりとか、そういった契約の変更の手伝いを間に入れてされる事になると思います。</p>
議長	<p>農業委員会としては中間管理事業に渡していますので。</p>
事務局	<p>そうですね、これまでの基盤強化法での利用権設定につきましては、農業委員会が決定したところで、市の方が公告しており、権利が発生しておりましたけれども、中間管理事業につきましては、この集積計画に対しての意見を求められてるという事で、農業委員会で決定して市が公告するという事ではなくて、ちょっとそのあたりが変わりましたので、制度の性質が変わっております。</p>
農業委員 14番	<p>はっきり言って、うちの近所に荒かしてある所があって。ハウスを借りてイチゴ作ったりして、そのあと違う作物を作って草だら</p>

	<p>けになったり、地主さんが言っても聞いてくれないからこういう機構を通してからの賃貸だったなら、機構から借り手の方に強くいってもらえるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>基本的に今回の制度も期限が来たならば、お互いの権利が戻るといようになっておりますので、今現在契約をいれておられないということですかね。</p>
農業委員 14番	<p>はい。</p>
事務局	<p>そうしますと、契約がないという事ですので所有者の自作地ということになりますので。</p>
農業委員 14番	<p>利用権設定はしてあるみたいですよ。</p>
事務局	<p>利用権が残ってある方につきましては、終期が来るまで契約期間となっておりますので、その期間が来ればお互いの権利が戻るといことになります。</p>
農業委員 14番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。再度伺います。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員18番は席を戻してください。 それでは76ページをお願いします。</p>

	<p>報告第12号 農地法施行規則第29条の規定による届出について番号1番の説明をお願いします。</p> <p>番号1番につきまして直近の法改正があり、令和7年4月1日より、認定農業者が設置しようとする農業用施設が市町村の地域計画に位置づけられることを条件として、その認定農業者が自ら所有権等を持つ農地をその農業用施設に供するとき、その農業用施設を設置することで、周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと農業委員会が認めた場合については、転用面積の規模に関係なく、農地法に基づく農地転用許可は不要となり、農業委員会に届出報告することとなったという事で、農地法施行規則第29条第4号の届け出になります。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、豊福公民館から北東へ約370mほど進んだ農地です。（議案書朗読） 申請人は土地の耕作者で、面積1,159㎡を碾茶工場増設用地として利用され、隣接農地の同意もあります。 申請人は認定農業者であり、設置しようとしている施設は市の地域計画に位置づけられるところです。</p> <p>（〇〇はどこにでてくるとの声あり）</p> <p>（所有者の名前になってるの声あり）</p>
議 長	申請人が〇〇？そこらへんが分かりにくいけん、申請人の名前でもよかつちなか。
農業委員 7番	経営移譲して経営者は〇〇になってるけど、持ち主は〇〇。
議 長	議案書の中に〇〇でてない。 整理して。

事務局	大変失礼しました。今ご説明しました申請人につきましては、○○の息子さんの○○で親子関係にあります。すみませんが所有者が○○です。そして今回事業を行われる方は○○ですので申請人欄には○○と記載をお願いいたします。この方は親子関係でありまして貸借も入っております。今回○○が碾茶工場施設を建設されるという事で申請があがっておる案件でございます。申し訳ございません。
農業委員 7番	申請人は○○になるんですか。
議 長	個人です。
事務局	こちらは農振地の整備計画の用途区分の変更が行われた案件です。このたび用途区分の変更が終わりまして申請があがっておる案件でございます。
議 長	説明は終わりましたか。 事務局の説明が終わりました。 質疑を行います。はい7番。
農業委員 7番	これ前回の地区農振協議会での結果報告ですかね、それとは別に申請があがるととですかね。
事務局	市の計画の農業振興地域整備計画では元は農業振興地域内、青地の農用地だったのですが、この農業用施設を建設する場合には用途区分の変更が必要で、それが終わりまして今回報告がおります案件です。改めて農業委員会に報告することになりますので、その報告という事でございます。
農業委員 7番	新たにまた申請してるかと思ったから聞きました。

議 長	ほかにありますでしょうか。はい19番。
農業委員 19番	今回の申請人というのは、所有者が申請人になるわけではなくて、事業者が申請人になるという事でよろしいでしょうか。
事務局	ご質問のとおりでございます。申請人は事業主でございます○○になりますので、こちらの申請人の欄に○○と記入しておるのは、あくまで所有者でございまして、申請人は○○という事をお願いします。
農業委員 19番	○○さんと○○さんは親子で、○○さんの土地を使用貸借をされて○○さんが事業されるという申請という事ですね。
事務局	はい、そのとおりでございます。
議 長	はい、それでは質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 続いて番号2番の説明をお願いします。
事務局	番号2番についてご説明いたします。農業経営上必要な施設に転用するときは、その転用面積が2アール未満の場合には許可を要しないこととされています。 申請地の場所は、今福公民館から北西へ約460mほど進んだ農地です。（議案書朗読） 申請人は○○の土地の耕作者となっている○○、 (申請人は何人かおるとの声あり) すみません。こちらも申請人を間違えております。○○ではなく、

農業委員 23番	<p>〇〇になります。こちら土地所有者の〇〇が使用貸借契約を結んでいる方になります。</p> <p>面積3,642㎡のうち196㎡を農業用倉庫用地として利用されます。土地所有者と隣接農地の同意もあります。</p> <p>今説明したように、申請人の名前が〇〇さんになるという事ですけど、どういう漢字ですか。</p> <p>はい、〇〇です。</p> <p>(住所も変更しないといけないですよねとの声あり)</p>
事務局	<p>はい失礼いたしました。</p>
農業委員 23番	<p>口頭じゃ分からない、名前を間違うといけないから書いて。</p> <p>(黒板に記載中)</p>
議 長	<p>もう一回読み上げて。</p>
事務局	<p>申請人は〇〇、住所は〇〇になります。申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>謝罪申し上げますけれども、三役会議で本会議総会前に打ち合わせ、議案の目通し、それから間違い等をチェックしております。ただ、今回この二つの点については1番2番についてはその時点では、まだ発覚していなかった事でございますので事務局としては説明資料と議案の照合をきちっとして議案上程するように、訂正する分は早めにしとかなないと、本会議のなかで訂正することになるので。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。</p>

議 長	では2番について説明が終わりました。質疑を行います。 はい21番どうぞ。
農業委員 21番	2アール未満は許可がいないという事で、この人の場合は借りた土地に建てるという事で、倉庫の所有者は誰ですか。
事務局	はい、倉庫はですね、建て主の〇〇さんの物となります。 お金を出され、事業をされるのは〇〇さんという事になりますので、倉庫の所有権は〇〇さんのものになります。この土地の同意を得て今回建てられる事になっております。〇〇さんの土地を〇〇さんが借地されておまして、その土地に農業用施設を建てられるという事です。
農業委員 21番	その所有者が〇〇さんという事ですね。
事務局	はい、そのようになります。
農業委員 21番	分かりました。
議 長	質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 続いて番号3番の説明をお願いします。
事務局	番号3番についてご説明いたします。申請地は、黒木町笠原の鰐八地区のふれあいの館から東へ約280mほど進んだ農地です。この土地を面積358㎡のうち40㎡を農業用倉庫として利用されます。隣接農地及び水利関係の同意もあります。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでござい

	<p>ますので質疑にとどめ審議を終わります。 77ページをお願いします。 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、八女総合体育館を南へ300メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を住宅地の進入路用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員9番をお願いします。 違いますか、樋口君じゃなくて平井君か、 では7番平井委員をお願いします。</p>
農業委員 7番	<p>番号1番についてご説明いたします。 5月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下と南側の施設排水溝からの排出です。隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。</p>
議長	<p>説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番ですが、78ページの農地法第5条の規定による許可申請書の3番と関連いたしますので、番号2番については、一括して審議いたします。それではまず農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>続いて最適化推進委員30番説明をお願いします。</p> <p>まずは農地法第4条番号2番についてご説明いたします。申請地は、立花町山崎のタコ谷キウイ団地から南東へ100メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を自身で経営される土木建設会社の資材置場用地として使用するための申請です。</p> <p>なお、今回の申請は、会社の経営規模拡大により、既存の資材置場では不足が生じてきたため、本申請地を新たな資材置場用地として転用されるものです。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p> <p>続きまして、農地法第5条番号3番についてご説明いたします。申請地は、立花町山崎のタコ谷キウイ団地から南東へ100メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を売買により取得され、自身が経営される土木建設会社の資材置場用地として使用するための申請です。</p>
--	---

	<p>なお、今回の申請は、会社の経営規模拡大により、既存の資材置場では不足が生じてきたため、本申請地を新たな資材置場用地として転用されるものです。</p> <p>隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員 2 1 番お願いします。</p>
農業委員 2 1 番	<p>5 月 2 3 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は資材置場用地の計画であり発生しません。また、雨水は自然流下により東側の水路へ排水する計画です。</p> <p>なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>それでは 7 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>

議 長	続いて事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1番についてご説明いたします。申請地は長峰小学校より南東へ640メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を売買で譲り受けられて貸駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員9番をお願いします。
農業委員 9番	5月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。
議 長	続いて説明をお願いします。

事務局	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地は八女総合体育館を南へ300メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を譲り受けられて1棟3戸建ての共同住宅用地として利用するための申請です。</p> <p>隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員13番お願いします。</p>
推進委員 13番	<p>5月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水は南東側側溝へ排水されます。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。</p>
議長	<p>説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号3番は先ほど審議済みですので番号4番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員10番説明をお願いします。</p>

農業委員 10番	番号4番についてご説明いたします。申請地は、立花小学校から北東へ100mほど進んだところにある農地です。(議案書朗読) この土地を売買により取得され専用住宅用地とし利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員30番お願いします。
推進委員 30番	5月23日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽により処理され、北西側水路へ排水されます。雨水については、集水桝を通過して北西側水路へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員45番説明をお願いします。

推進委員 4 5 番	番号 5 番についてご説明いたします。申請地は柳原公民館の南側の農地です。（議案書朗読）この土地を自治会が公民館の駐車場として利用するための申請です。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 7 番お願いします。
農業委員 1 7 番	5 月 2 7 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は駐車場の計画のため発生しません。また、雨水は自然流下及び西側の水路へ排水される計画です。 なお、隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。
議 長	この案件については始末書が添えられていますので事務局より報告をお願いします。
事務局	本件は、無届で着工し、転用されていたものですが、市に発覚後、行政指導を行った後、始末書添付のうえ、許可申請書の提出を受けたものです。 今回の無断転用につきましては、転用者である自治会の代表者が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。 市より、代表者に対しまして、当該農地の事前調査を行った後、転用に至った経緯を聞き取り、県の筑後農林事務所とも連絡・協議をしたうえで、速やかに始末書を提出のうえ、農地法第 5 条の申請を行うよう指導いたしました。 次に、提出された始末書の要旨をご報告いたします。 申請土地について、この度農地法第 5 条の申請をしておりますが、農地法の許可を受けずに令和 7 年度 4 月下旬ごろより造成工

	<p>事をしていました。</p> <p>本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこのような結果をまねいてしまいました。</p> <p>今後は、農地法を遵守し、このようなことがないように十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>との内容でした。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>自治会という事で公民館用地という事を言うておくと委員さん方も分かりやすいと思う。</p>
事務局	<p>この申請番号5番につきましては、現在申請があがっている土地は公民館の駐車場になる土地でございます。隣接地に公民館がございまして、これまで公民館の駐車場が無くて狭い土地に停められていたという事ですが、今回譲り渡し人と話ができたという事で、この自治会の方が無償で所有権移転を受けられる事になりました。自治会の土地になるという事で、農地法申請前にもかかわらず住民の方に停めていいよと言ってあったそうで、さっそく公民館の行事等があるときに駐車場として利用されていたという事で、それが発覚して、すぐに停められないように農業委員会の方から指導しましてこの申請に至った次第でございます。</p>
議 長	<p>公的な公民館駐車場として隣接する土地を地元で活用してあったけど、農地法からするとこういった形で始末書を出していただいたという事であります。ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>これにつきまして、ただいま現地調査の報告が終わりましたので、質疑を行います。なければ質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を終了いたします。

お疲れ様でした。

(閉会宣言 15時20分)

令和7年6月5日

議 長 月 足 靖 彦

2 番 大坪 知美子

3 番 服 部 正 文